

《 所定疾患施設療養費について 》

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなっております。当施設では、所定疾患療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていけるよう努めております。

《 所定疾患施設療養費の算定要件 》

- (Ⅰ) 1日につき239単位を算定(月1回、連続7日まで)
- (Ⅱ) 1日につき480単位を算定(月1回、連続10日まで)

(Ⅰ)

- 1. 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し投薬・検査・注射・処置等を行う。
- 2. 診断・診断日・投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載する。
- 3. 算定開始年度の翌年度以降、前年度の当該入所者への投薬・検査・注射・処置等の実施状況を公表する。

(Ⅱ)

- 1. (Ⅰ)を満たす。
- 2. 当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している。

(※)

- 1. (Ⅱ)について、診療内容等の給付費明細書の摘要欄への記載は求めない。
- 2. 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

《 老人保健施設ケアセンター阿見 2023年度算定状況 》

疾患名	延べ件数	延べ治療日数
肺炎	0件	0日
尿路感染症	4件	19日
带状疱疹	0件	0日
蜂窩織炎	0件	0日